

災害時における避難所用間仕切りシステム等
の供給に関する協定書

彦根市

特定非営利活動法人

ボランティア・アーキテクト・ネットワーク

災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要となる避難所用簡易間仕切りシステムおよびダンボール製簡易ベッド等（以下「間仕切り等」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害、または、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害（以下「災害」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達のために必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時または災害が発生するおそれのある場合において、間仕切り等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する間仕切り等の供給を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。ただし、乙が被災したときは、この限りでない。

- 2 物資の供給数量は、甲の要請に乙が応じかねるときは、甲および乙が協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、乙による供給支援が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供に努めるものとする。

（供給間仕切り等の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 避難所用間仕切りシステム
- (2) ダンボール製簡易ベッド
- (3) その他、乙が提供可能な物資のうち甲が指定するもの

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、物資供給要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、原則として、引き渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、乙から当該物資を引き受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。
2 物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

(代金の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の規定による代金の決定後、納品書および請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかに代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、双方の連絡先および連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があるときは、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲と乙は、平常時から物資の供給協力について情報交換を行うとともに、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲および乙のいずれからも文書をもって協定の解除または変更の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和6年 11月 5日

甲 滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長

和田 裕 行

乙 東京都世田谷区松原五丁目2番4号

特定非営利活動法人

ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク

代表者 代表理事

坂 茂

別 記
様式第1号(第5条関係)

第 年 月 日

様

彦根市長

物 資 供 給 要 請 書

災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定書第5条の規定により、次の物資の供給を要請します。

品 名	規 格	数 量	引渡場所	引渡日時